

經濟論叢

第八十七卷 第一號

農民層分解の分析方法……………堀 江 英 一	1
ブルック・ファーム……………穂 積 文 雄	27
シャフツベリの道德哲学(一)……………平 井 俊 彦	52
自由民権運動と府県会(1)……………内 藤 正 中	74
イギリス定期船業の発達と 海運政策(一)……………山 田 浩 之	97
社会主義経済学の方法に かんする一考察……………上 島 武	112

昭和三十六年一月

京都大學經濟學會

農民層分解の分析方法

—わがグループの提言(一)—

堀 江 英 一

わたしたち幕末維新經濟史を研究している同好者は通称「地主制グループ」を組織し、ここ数年にわたって幕末から明治にかけての農業史について討論してきた。われわれのグループは、組織的には、徳川初期を研究する一六世紀グループ、幕末維新政治史に関する政治史グループとともに、「日本史研究会」の「近世史部会」を構成しており、われわれのグループの意見もこうした三つのグループのたえまない相互交渉のなかからつちかわれてきた共通財産なのである。これから提起するわたしの分析方法はわたし個人のものでなく、「近世史部会」のなかの相互交渉のなかで育つてきたわたしたちのグループの共通意見であり、その意味で「わがグループの提言」なのである。

いままでの方法

徳川時代から明治時代にかけての農村經濟史の研究は、こんどの戦争をなかにはさんで、戦前とは比較にならないほどの進歩をとげた。その進歩にはいくつかの側面があるが、そのうちの重要な一つの側面は、戦前には公刊された地方文書チカセンシヨを利用した農村のいわば一般的变化の研究が主流であったのに、戦後になって庄屋ヤウヤにのこっている村

方文書^{カウエンジ}が利用されるようになったことであろう。地方文書が地方役人の観察という間接史料であるのに対し、村方文書は幕藩体制の最下級の行政機関である庄屋・名主の日常行政の記録という直接史料であるために、それによって個々の村々の具体的実情がつかめるようになった。こうして戦前の一般的抽象的な農村研究は戦後の具体的な個別農村研究へと発展した。

こうした新しい研究段階にもなつて、個々の農村の階級構成を分析できる史料が利用できるようになった。庄屋・名主の日常行政の中心はいうまでもなく村民からの貢租徴収であり、その貢租は個々の村民の土地保有を基準として徴収されるのであり、そのためには毎年個々の村民の土地保有が確定されていなければならない。こうして土地保有をしめす検地帳・名寄帳^{ナヨシザン}などが村方文書のなかに豊富にあらわれてくる。明治時代になつても、地租は土地所有にかけられたのであるから、事態は同様である。土地保有＝所有を基準とした農村の階級構成の研究が戦後のあたらしい一つの研究動向といつてもよからう。

註 このことはヨーロッパ経済史についても同じことがいえるのであつて、そこでも土地保有＝所有の研究が主流である。土地保有＝所有が社会構成の基礎であるときには、そうした史料が豊富に残されるからである。

土地保有＝所有を基準とした階級構成は現実の農村を表現してはいる。だが、それは現実の農村の一部しか表現していないし、また時代とともに現実の農村から遠ざかつていく。土地保有＝所有を基準とする階級構成が現実の農村を表現できるためには、三つの前提が必要である——一つには全村民が土地を保有または所有すること、二つには土地保有＝所有がそのまま耕作であり、両者の間にくいちがいのないこと、三つには土地を耕作する農業以外に商工業などの営業が存在しないことである。第一の前提は最初から存在しないし、時代とともに無作者と土地の

ない者が増加してゆく——このくいちがいは名寄帳または土地台帳と宗門改帳または戸籍簿との比較によつてたしかめられる。第二の前提も時代とともに急速にくれずさつてゆく——寄生地主制の發展とともに、土地保有と農業經營とは別個の概念になつてゆくからである。第三の前提である「農耕専一」という伝統もくずれ、農村のなかに非農業的營業が發展してゆく。こうして近世初期にはかなりの眞実性をもつていた土地保有と所有を基準とした階級構成は、徳川中期から、とくに幕末明治期になると、農村の眞実の姿をほとんど表現しないこととなつた。徳川中期以降の地方役人はすでにこのことを知つていた——寄生地主制に対する認識が地方文書のなかに沢山でとく。土地保有を基準とする階級構成が農村の眞実の階級構成をとらえることができなくなつたことを知つた幕藩体制は、かれらなりに、農村の眞実を調査する方法をさがしだした。その一つは村落の個々の農民の耕作面積を調査し、その耕作面積を自作地と小作地とに区分する方法である。こうした調査は案外に多いのであつて、幕末維新期だけでわれわれのグループがさがしだした史料だけで六十ヶ村をこえている——そのいくつかをのちに紹介することとする。貢租の生産源泉としての眞実の農業經營がかれらの関心の対象になつてきたのであろう。明治時代になり寄生地主制を公然と承認するようになることもこうした関心はうするが、小作爭議が問題となる明治末から大正頃にまたこうした調査がはじまる。もう一つはいわゆる「余業」調査で、農耕を粗略にさせる非農業的營業の調査がはじまる——これはのちの營業稅徵收の前提となるものであろう。こうして幕末の村方文書のなかには、農民の階級構成の分析に利用できる二つの系統の史料——土地保有をしめす史料と耕作面積をしめす史料とがでてくる。前者は貢租または地租を徵收するための土地台帳であり、後者ははじめから眞実の農村の階級構成をとらえるという目的をもつた調査である。前者の史料がどこにでもあり、後者の史料が少いのは当然であらう。

さきにも述べたように、戦後のあたらしい農業史研究では、いまいった貢租または地租徴収のための土地台帳を史料として、土地保有『所有を基準とする階級構成表がつくられてきた。そうした史料はどこにでもあるから、多くの村落で時代を追ってそうした階級構成表をつくれるという便利がある。そうした便利さがこの階級構成表の限界―非現実性への反省をわすれさせるという安易さをうみだした。この階級構成表の時期別変化がしめしてくれるものは土地集積という事実だけであり、厳密にいうと寄生地主制の成立・発展さえしめしてくれない――寄生地主制は所有耕地が自作されないで小作にだされるということであり、それは土地保有『所有と耕作面積とが対比されてはじめて立証されることがらであるからである。そればかりでなく、この階級構成表は新しく変化しつつ農村の現実、とくにその中心である農業生産の階級構成をほとんど表現していない。

そこで、わたしたちのグループはこれまでの分析方法をすてて、耕作面積調査を史料とし耕作面積を基準とする階級構成表をつくるという分析方法を採用することにした。この方法はこれまで全く採用されることがないものであったし、またどれだけの史料が発掘されるかおぼつかないという危険感もあったが、わたしはわかいメンバーの冒険にまかせることにした。そしてさきにも述べたように、わずか数年間に六十ヶ村をこえる村々の史料を発掘し、このぶんならこれからまだまだ沢山の史料を蒐集できるという自信をえた。だが、この種の史料にも欠陥がある――それがかなり蒐集できるにしても、おなじ村について時期をおってそうした史料がいくつも発掘できるという保証はいまのところないからである。それにしても長所はいまいった短所を補ってあまりがある。まず第一に、それは現実の農業生産経営の規模を耕作面積という形でしめしているが、地域的特徴を考慮した耕作面積はわが国ではほぼ真実にちかい農業生産規模と考えてよい。この史料と宗門改帳または戸籍簿とを対比して無作者を検出で

き、「余業」調査があれば、それから無作者さらには農民の職業または余業も検出できる。第二に、この史料は耕作面積を形成する所有構成——自作地と小作地、さらには貸出地をしめしており、わたしたちは耕作規模を異にする個別農民、おなじことであるが、経営を異にするそれぞれの階級の経営から土地所有の態様と土地所有の重みをはかることができる。前者の史料とはちがって、この史料は具体的な農民経営のなかにおかれた土地所有をしめしているのであって、この史料がもつこの側面をわたしたちのグループはフルに利用することにしてゐる。

わたしはいままでの分析方法が拠つてゐる史料とわたしたちのグループがその分析方法をたてようとする史料とを比較し、史料の点からいままでの分析方法の非現実性をあきらかにした。非現実性を固執すれば誤りになる。だが、わたしたちの史料が現実の農村の姿をあらわす性質のものであったにしても、わたしたちがそれをただしく利用しないことには現実の姿をえがきだすことができない——史料のただしい利用手続、ただしい分析方法が必要になつてくる。わたしたちのグループのメンバーは、のちに述べるように、この史料を利用して第一次作業の成果をいくつか発表してきた——それはあくまでわたしたちの作業の第一段階であつて、最終段階ではない。この分析段階を指示しないで第一次作業の成果を発表したために、それは多くの誤解をうけるという結果になつた。誤解をさけるためには、作業の進行からいつて時期尚早ではあるが、いま分析方法の全貌——作業全体の見透しを書くほかないと考えるにいたつたわけである。

第一次作業

耕作規模別階級表の作成

さて、農民層分解についてのわたしたちの分析は厳密に理論的に規定された三段階の作業からなる。厳密に理論的に規定されているので、それぞれの作業の性格——それぞれの作業結果が現実を反映する度合はわたしたちのグループの全員によつて自覚されている。

第一次作業——耕作規模別階級表の作成　さきの史料を整理して、耕作規模別階級表を作成し、それぞれの階級の耕作面積の土地所有構成をあきらかにする。それぞれの階級の耕作面積は、 $\frac{1}{2} \times \text{戸籍簿} + \text{地主戸籍簿}$ から構成されているはずである。無作者はこの史料と宗門改帳または戸籍簿との対比から検出できる。こうした耕作規模別階級表は働く農民の現実の生産経営の立場からする土地所有関係を表現しており、これからのちの作業のための基礎になる。

第二次作業——現実の経営分析表と自作仮定の経営分析表との作成 第一次作業で決定された耕作面積別階級構成は、そのうえに農業生産が展開される手段たる土地関係を表現するだけであつて、農業生産または農民経営そのものを表現するものではない。両者は密接な関係をもっているが、しかも別個の概念である。そこで、さきに決定された耕地面積と土地所有関係のうえで展開されている各階級の現実の農業経営が分析されねばならない。こうした史料は大正中期まで待たねばならないが、それ以前についても断片的史料でそうした近似的分析を行うことができるであらう。だが、この経営分析では、寄生地主制のもつ圧力と影響とははかりようがない——それをはかる尺

度が必要である。そこで、その尺度は寄生地主制を抽象し耕作面積がすべて自作地である場合を想定し、現実の経営分析表を操作して自作仮定の経営分析表を作成することである。自作仮定のこの経営分析表は、いまいったように、寄生地主制が農業経営にあたえる圧力を測定する尺度であるとともに、寄生地主制のもとにあらざる農民の解決要求の科学的内容をあきらかにする。それは寄生地主制が撤廃されたときの農民各階級の現実のあやまりなき姿であるからである。

第三次作業——寄生地主制の重みの測定 わたしたちは、第一次作業で土地関係の観点から階級構成を規定し、第二次作業でいま規定した階級構成の経営内容を規定するとともに、そうした経営における寄生地主制の圧力をはかる尺度を用意した。そこで、わたしたちがいまいった二つの経営分析表——現実の経営分析表と自作仮定の経営分析表とを比較検討すれば、寄生地主制が農業経営にどのような影響をあたえているか、階級ごとに正確に評価できるはずである。こうして第一次作業で確定された耕作面積別階級構成は単に土地関係としてでなく、農業生産または農業経営の階級構成にまで具体化され、寄生地主制は単に土地所有としてでなく農業生産または農業経営の観点から評価できるようになる。

いままでの土地所有基準の階級分析は肝心の農業生産または農業経営の観点をかいており、そこから当然に寄生地主制をその観点から評価できなかった。寄生地主制の罪悪がいわれ、それが資本主義の発展を阻害するといわれてきたが、それらは一般的・抽象的の発言だけであって、どのようににどれだけ阻害してきたかは測定しようがなかった。これでは農民の立場から寄生地主制を研究するというこれまでの研究目標は空言となり、空転していたといつてよいであろう。また農業生産または農業経営を観点の中心にすえたとき、農業は資本主義の発展と関連づけられ

資本主義社会の一環となり、土地所有はそこから評価される。土地所有基準は資本主義と農業との関連を切断してしまう——土地所有はそれ自身農業生産の形態をも発展段階も規定しないからである。わたしたちが農民層分解の分析方法の転換を提言する理由である。これから三段階の作業を多少とも具体的に説明することとしよう。

註 こうした分析の方法論を提供したのはわたしの『経済学から歴史学へ』、とくにその改訂版『産業資本主義の構造理論』である。わたしはそこで具体的現実を、抽象から具体へとという順序で精神的に構成する方法を説明した。このいわゆる「捨象」方法については、安良城盛昭氏の『日本経済史研究の当面する課題』（思想四〇四・四〇七・四二七号）および『独得の着想と放言』（読書人昭和三五五年五月三〇日号）の批判があり、わたしは『恣意的な「レーニン理解」』（思想四二七号）・『歴史的现实』（分析と「捨象」的方法について）（読書人昭和三五年六月一三日号）でこたえておいた。ところで、安良城氏もわたしたちとともに日本の農民層分解の分析方法を頭において発言してきたわけであるが、こうした方法的対立は日本の農民層分解の分析方法としてどちらが有効かという現実問題のなかでしか解決しようがない。本稿はそうした意図をもっている。

農民層分解についてのわたしたちの研究は、いまのところ、第一次作業の耕作面積別階級表の作成までしか進行していない。さきにも述べたように、わたしたちは幕末維新期だけで六十をこえる村々の史料を蒐集したが、これからも採集をつづけながらもこれらを整理してつぎの段階の作業にうつる計画である。いまここで説明している分析方法も、こうした作業転換の方法的意味を確定するための討論のなかで確定されたものである。つぎにいくつかの耕作面積別階級表をかかげよう。

註 わたしたちのグループの成果はつぎの諸論文・諸報告で発表されている——

歴史学研究会一九五七年大会報告——中村哲・川浦康治『幕末経済段階の諸問題』（歴史学研究二二五号）・中村哲『幕末泉州における農民層の分解』（歴史学研究二二六・七号）・中村哲『幕末・明治初年における農民層分解と地主制』（史林一九五九年三号）・中村哲『明治中期の農民層分解』（人文学報一二号）。

有泉貞夫「幕末期の領主支配と農民階層」(史林に發表予定)。

日本史研究会一九五九年度大会報告——高沢裕一「農民層分解と地主制」(日本史研究四七号)。この大会報告はわたしたちのグループのたびかさなる討論を基礎にしておられ、「近世史部会」でさらに討論されたものであって、いまのところわたしたちの成果のうちでは一番まとまったものである。わたしはこれからこの報告にもとづいて説明するが、いままでかかげた諸成果は全体としてわたしたちの分析方法の最終的確立以前のものであるから、いくつかの重要な欠陥をもっている。それらの欠陥はまとまった形で成果を公表するときに、訂正することにした。

なお明治一七・三四・四二年の三回にわたって耕作規模別階級表をつくれる奈良県井戸村の貴重な調査がちかく荒木幹夫によって發表されるはずである。

わたしたちの調査はつぎのようにおこなわれた——中村哲(人文科学研究所助手)が綿作地域の泉州を、高沢裕一(文学部大学院)が米作単作地域の新潟県を、有泉貞夫(文学部大学院)が養蚕地域の山梨県を調査し、のちに荒木幹夫(農学部助手)が加って綿作地域の奈良県井戸村を調査した。ここでは、綿作・養蚕・米作単作の三つの地域の代表的な耕作面積別階級表を一つずつかけることにする(原表は前掲高沢裕一「農民層分解と地主制」三〇—三二頁からとった)。

いま耕作地(耕作面積)の比率と所持地(所有面積)の比率を比較すると、その間に大きなひらきがみられる。その間のひらきだけ貸出地・借受地の小作関係がはいりこんでいるわけである。土地所有面積別階級表が現実の農民経営または農業生産を表現せず、小作関係をいれた耕作面積別階級表が現実の農業生産をあらわしていることを理解していただこう。なお、ここにてくる面積は地租以前の面積であって、いまの土地台帳面積になおすためには一・三〜一・六倍する必要がある。本筋にはいることとしよう。

米作単作地域で特徴的なことは、まず第一に、四反〜一町層の農民に経営数(六九・三%)も耕地面積(七六・〇

別 階 級 表

経営数の 比	耕作地の 率	所持地の 率	貸出地の 率	借受地の 率	寄留・出稼人 の 比	率
%	%	%	%	%	%	%
—	—	—	—	—	—	—
15.4	21.6	1.9	—	2.15	—	9.1
53.9	54.4	0.4	—	73.1	—	54.5
11.5	6.0	2.4	—	1.8	—	18.2
7.7	—	—	—	—	—	18.2
88.5	82.0	4.7	—	100.0	—	100.0
11.5	18.0	95.3	100.0	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

農民階級分解の分析方法

人」欄は明治5年「柏崎県頸城郡岩手県戸籍」。
る。この村の田畑合計は、地租改正に際して、それ以前の1.6倍に丈量された。

経営数の 比	耕作地の 率	所持地の 率	貸出地の 率	借受地の 率	雇入奉公人 の 比	放出奉公人 の 比	率
%	%	%	%	%	%	%	%
8.5	34.2	52.7	81.9	1.3	77.8	—	—
3.6	8.0	7.4	5.7	8.2	11.1	—	—
30.1	44.7	30.9	7.3	65.9	11.1	—	15.4
33.7	13.1	8.8	4.1	24.6	—	—	76.9
24.1	—	0.2	1.0	—	—	—	7.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

の項目で除かれている。
者との関係は不明。
にあらわれない1戸を除く。

第八十七卷

経営数の 比	耕作地の 率	所持地の 率	貸出地の 率	借受地の 率	雇入奉公人 の 比	放出賃労働 者の 比	率
%	%	%	%	%	%	%	%
9.8	37.2	45.1	36.2	18.6	66.7	—	—
6.5	15.3	23.0	43.6	12.7	14.8	—	4.0
17.9	26.8	15.7	—	34.4	14.8	—	4.8
28.4	19.3	8.5	3.4	34.3	—	—	22.1
1.6	0.4	—	—	0.9	—	—	2.4
35.0	—	2.2	—	—	—	—	66.7
99.2	99.0	94.5	83.2	100.0	96.3	—	100.0
0.8	1.0	5.5	16.8	—	3.7	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

数字である。

一〇 第一号 一〇

耕 作 面 積

米作単作地域の場合 新潟県中頸城郡岩手村(明治3年) 一高沢裕一調査一

耕作規模	経営数	耕作地 (推定)	村内・村外 所持地	貸出地 (推定)	借受地	寄留・ 出稼人
	戸	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	人
10反以上	—	—	—	—	—	—
8 "	4	3.33.24	49.07	—	2.84.17	3
4 "	14	8.40.28	10.28	—	8.30.00	18
4反未満	3	92.21	61.23	—	20.00	6
無 作	2	—	—	—	—	6
計	23	12.67.13	1.21.28	—	11.34.17	33
地 主	3	2.77.15	24.70.02	21.92.17	—	—
合 計	26	15.44.28	25.92.00	21.92.17	11.34.17	33

- 注 1. 史料は、明治3年「越後国頸城郡岩手村戸籍」、ただし「寄留・出稼
2. 反別を示す数字は、すべて土地台帳に登録された形式上の数字であ
3. 穡多2戸、社人1戸を除く。また、入作高、山高、支配高も除いてあ

養蚕地域の場合 山梨県東山梨郡上栗原村(明治7年) 一有泉貞夫調査一

耕作規模	経営数	耕作地	村内所持地	貸出地	借受地	雇傭率公人 (明治5)	放出率公人 (明治5)
	戸	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	人	人
10反以上	7	11.83.10	17.02.16	4.58.11	11.07	7	—
9 "	3	2.79.10	2.40.10	31.22	70.22	1	—
4 "	25	15.74.09	9.98.20	40.24	5.65.13	1	2
4反未満	28	4.52.17	2.85.01	22.24	2.12.01	—	10
無 作	20	—	5.19	5.19	—	—	1
合 計	83	34.62.16	32.32.06	5.59.10	8.59.15	9	13

- 注 1. 史料は、明治7年「地所収帳帳」、明治5年「戸籍」。
2. 寺社、村有、入作の、耕作地、所持地、貸出地、借入地は、それぞれ
3. 奉公人は、雇傭、放出とも村外との関係だけが示されている。村内の
4. 明治7年の史料に屋敷地を持って登録されているが、明治5年の戸籍

棉作地域の場合 大阪府大島郡大島村(安政元年) 一中村哲調査一

耕作規模	経営数	耕作地	村内所持高	貸出地 (推定)	借受地	雇傭率公人	放出賃労働 (推定)
	戸	町 畝	石 合	町 畝	町 畝	人	人
10反以上	12	16.84	168.549	2.22	3.77	18	—
8 "	8	6.90	85.870	2.67	2.56	4	5
4 "	22	12.12	58.837	—	6.94	4	6
1 "	35	8.75	31.853	.21	6.76	—	28
1反未満	2	.18	—	—	.18	—	3
無 作	43	—	8.286	—	—	—	84
計	122	44.79	353.395	5.10	20.21	26	126
地 主	1	.47	20.555	1.03	—	1	—
合 計	123	45.26	373.950	6.13	20.21	27	126

- 注 1. 史料は「作付反別其他調書上帳」。
2. 反別および石高を示す数字は、すべて土地台帳に登録された形式上の
3. ほかに、家出1戸がある。

%)も集中し、四反未満の農民がすくなく、とくに無作者が皆無であり、また一町以上の農民層が存在しないことである。農業生産の中農層への極度の集中——これが米作単作地域の第一の特徴である。第二には、中農層に集中した耕地がほとんど小作地であり、したがって中農層は小作農であって、三軒の地主がこれを貸しだしている。ここには米作単作地域の特徴が実によく表現されている。

棉作地域は、これとちがって、四反〜一町層の中農の経営数(二四・四%)・耕地面積(四二・一%)の集中度がひくく、一町以上の大農(経営数九・八%耕地面積三七・二%)、とくに四反以下の貧農(経営数三〇・〇%耕地面積二九・七%)さらに無作者(戸数実に三五・〇%)がさわめて多い。ここでは耕作面積からみた階級構成は中農層がかなり分解して、大農とくに貧農・無作者に傾いている。つぎに、こうした階級構成に依じて、小作地の集中度も大農一八・六%中農四八・一%貧農三五・二%であり、中農・貧農が寄生地主制の中心的な生産的基礎になっている。

養蚕地域は米作単作地域と棉作地域との中間、どちらかといえば棉作地域にちかい特徴をしめしている。もっとも、その後に発見された史料では、養蚕地域の階級構成は村によってかなりちがっている。

こうしてわたしたちの耕作面積別階級表は、それぞれの時点における各地域の農業経営の階級構成とそれぞれの階級における小作面積の比重を表現することができるが、さらにある地域について時期的な順序にしたがってこうした階級表をつくることができるならば、農業経営の規模の変化と寄生地主制の比重変化を追求することができる。ちかく発表豫定の荒木幹夫の前掲論文はそうした方向への先鞭となるであろう。

だが、わたしたちのグループの作業はいまのところここまでしか進んでいない。第一次作業のうえに第二次・第三次作業を積みあげてゆくためには、第一次作業が日標とした面積概念ばかりでなく、その広さのうえで営まれる

経営内容そのものをあきらかにする史料採集と史料操作が必要となってくる。しかもここに要求される経営分析は各階級にわたらなければならぬから、いままでの地主文書の分析だけではまことに不充分である。わたしたちの作業はそこまで進んでいない。そこで、第一次作業を第二次・第三次作業に具体化できるような史料として、ここでは島根県農会が大正六年十月～七年九月の八束郡大庭村黒田畦部落を調査した『黒田畦部落調査書』を利用することとする。本稿の課題はわたしたちのグループの分析方法を具体的に説明することであつて、そのためにはこの史料を操作するだけで充分である。

黒田畦部落はその耕地の七六％が水田、その水田の八三％が一毛作田という水田単作地域で、商品作物としては松江市内および松江聯隊にうられる少量の蔬菜と特産朝鮮人參、副業として藥細工・付木製造があるだけである。部落は二八軒から構成されているが、そのうちの二軒は神社・寺院であり、これを除いた二六軒の耕作面積別階級構成は明治三年の新潟県岩手村とよく似た構成をもっている。それは次表の通りである。

ここでは、九反クラス以上の農民が二六軒のうち二〇軒七六％をしめ、全耕作面積の八二％を耕作しているに反し、六反以下の農民はわずか五軒一八％で、耕地面積の八％しか耕していない。一軒の無作者は老婆だけの一人家族である。こうした米作単作地域で副業その他の兼業が少いところでは、五・六反以下の農民は生活できないのであつて、ここでも丁稚奉公人・勞力請負業・一五〇日の日雇をともなつて漸く存在している。新潟県とおなじく、耕作面積別階級構成はひどく大・中農に偏している。そのために、一〇一・四反クラスの農民はかなりの自作地を耕しているにかかわらず、借入面積（小作地）は一五・一七反クラスと一〇一・一四反クラスに六八％、九反クラスをいれると八七％まで集中して、六反以下の農民にはわずか二％しか分配されていない。通常の常識とは反対に、

黒田 睦 部 落 調 査——〔I〕耕地関係

耕作面積別区分		戸 数		耕作面積		所有面積 - 貸出面積 + 借入面積			雇傭日数 - 被傭日数 = 差引	
I	地主	1	3.9	16.222	5.7	40.151(24.0)	23.929(51.1)	—	1	258-0 = +258
II	15~17 ^反 クラス	6	23.0	97.767	34.1	40.759(24.5)	2.273(5.0)	59.281(35.7)	8	157.5-171.0 = - 13.5
III	10~14 ^反 クラス	9	34.6	113.703	39.7	79.993(48.3)	20.499(43.9)	54.209(32.6)	10	83.5-228.0 = -144.5 ほかに電燈工 夫1
IV	9 ^反 クラス	4	15.4	36.602	12.8	4.539(2.7)	—	32.203(19.4)	4	11.0-225.0 = -214.0
V	7~8 ^反 クラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
VI	4~6 ^反 クラス	3	11.5	18.977	6.3	0.385(0.5)	—	16.242(9.7)	1	74.0- 75.0 = - 1.0 丁税奉公1 ほかに労力簡 負1
VII	3以下 ^反 クラス	2	7.7	4.310	1.5	—	—	4.310(2.6)	—	150.0 = -150.0 1名判明せず
VIII	無 作 者	1	3.9	—	—	—	—	—	—	不 明
計		26	100.0	286.081	100.0	165.377(100.0)	46.70(100.0)	166.105(100.0)	24	584.0-849.0 = -265.0 ほかに3名

- 註 1. 「地主」は、耕作面積からいうと、クラスIIにはいるが、貸出面積が耕作面積より大きいので、別個の扱いをした。その他小作地を貸出している者もいるが、それらは耕作面積の方が貸出面積より大きい。
2. 「所有面積-貸出面積+借入面積」は耕作面積の所有関係をあらわしている。耕作面積は自作地（所有面積-貸出面積）と借入面積との合計からなる。
3. 「雇傭日数」はその農家が年雇または日雇をつかった日数、「被傭日数」はその農家の家族員が賃銀で他人にやとわれた日数である。

小作地は小・貧農でなく、大・中農に集中し、寄生地主制の圧力は、大・中農におもくのしかかっているのである。これはわたしたちが発見した重要な結論である。ここから、わが国の小作争議で、大・中農が指導してたたかった理由が、あきらかになり、農地解放で大部分の土地が大・中農に分配されかつての小作争議の指導者が新しい農村の支配者となって農氏組合が再建できない理由もあきらかである。あの膨大な『農地改革願本概要』は、それがふい

土地所有基準の分析方法にたっていたために、解放農地が農民のどの階級に分配されたのか、一行も書くことができなかったのである。

第二次作業

——現実の経営分析表と自作仮定の経営分析との作成——

わたしたちの分析方法は最初から確立していたわけではない。第一次作業の見透しがつき「日本史研究会」における高沢裕一の報告原案が「近世史部会」で討論されるようになってから、わたしたちの第一次作業の成果に対する疑問が提出され、大会でも討論された。その疑問は主としてわたしたちのグループの協力者である鈴木良・芝原拓二の両君（文学部大学院）からさきの『黒田睦部落調査書』をよりどころとして提出された。その疑問は、さきの耕作面積を基準とした階級分析はかならずしも「富裕度」という意味の階級構成を表現していないのであるから、富裕度を基準として階級構成表をつくるべきではないかということである。具体的にいえば、一町歩の小作地を耕作する農民は、それが純粋な米作単作であり小作料が生産米の半分であるときには、五反歩の農民として計算すべきでないかというのである。これはもつともな疑問であり、わたしがここで説明する分析方法も実はこのもつともな疑問にこたえるためにつくられたといつてよい。

註 わたしたちの第一次作業の方法的限界は高沢裕一報告のあった「日本史研究会」大会への「近世史部会」討論のなかですでにみとめられていた（近世史部会委員「討論と反省」——日本史研究四七号）。土地制度史学会一九六〇年度大会での安良城盛昭氏の『下石津村における農民層分解』なる報告はわたしたち内部の疑問を反対論として展開したにすぎない。だが、ここで説明するように、わたしたちはこの限界を克服し前進している。

黒田畦部落調査——〔Ⅰ〕現実の収入分析〔各クラス1戸平均〕

クラス		穀・荳類	蔬菜・ 果実	飼料・ 作物	副業	賃金	その他 共計	小作料	購入 米	戸 数
Ⅰ	総収入	1311.45	39.12	116.00	7.76	— 65.20	1409.13	—	—	1
	現金収入	987.05	12.80	113.00	—	— 65.20	967.65	+850.05	—	1
Ⅱ	総収入	473.24	77.17	81.26	15.23	+ 5.31	803.60	—	—	6
	現金収入	150.09	39.81	74.40	1.41	+ 5.31	320.24	-347.73	—	6
Ⅲ	総収入	578.12	89.24	86.54	17.31	+ 30.11	925.17	—	—	9
	現金収入	133.32	35.95	75.95	6.30	+ 30.11	336.56	-132.22	—	9
Ⅳ	総収入	234.33	38.87	15.25	22.33	+ 28.62	426.00	—	—	4
	現金収入	5.12	9.47	14.97	13.25	+ 28.62	117.40	-257.56	12.50	4
Ⅵ	総収入	162.98	29.95	15.28	12.00	+128.30	402.10	—	—	3
	現金収入	—	9.80	15.00	10.50	+128.30	168.36	-153.37	66.03	3
Ⅶ	総収入	49.47	7.03	20.30	44.05	40.00	197.79	— 51.43	—	2
	現金収入	4	—	20.30	37.00	40.00	100.30	(うち8.37 金納)	28.80	2
Ⅷ	総収入	記載なし								1
	現金収入									

- 註 1. 小作料受取のときは（クラスⅠ）、現物小作料は穀・荳類の総収入・現金収入、したがってその他共計のうちに加算され、小作料支払のとき（その他のクラス）、現物小作料はそれから差引かれている。本表では小作料支払クラスでは総収入－現金収入＝支払現物小作料＋自家消費である。
2. 賃金は受取賃金と支払賃金との差額である。ほとんどの農家が賃金を受取ると同時に支払っている。黒田畦部落一表〔Ⅰ〕参照。
3. 山林収入・利子収支は除外した。

農民層分解の分析方法

第八十七卷

一六 第一号 一六

この方法はそれがわれわれの耕作面積を基準とする計算を前提とするかぎりでは、これまでの所有面積基準からの転換であり、大きな進歩である。それにもかかわらず、わたしはこの方法に絶対反対せざるをえなかった。一町歩の小作農を五反百姓と格づけすることは、一町歩の小作農を五反百姓と格づけすることは、一町歩の小作農を五反百姓と格づけすることは、瞬間に小作制度というものはわれわれの目から消失していることになる。富裕度は測定できたかもしれないが、わたしたちがながい間研究目標としてきた農業生産と土地所有との矛盾——寄生地主制の矛盾という問題はなくなってしまう。

黒田社部落調査——〔Ⅲ〕自作仮定の収入分析〔各クラス1戸平均〕

クラス		穀・苧類	蔬菜・実果	商品作物	副業	賃金	その他共計	購入米	戸数
I	生産価額	円 461.40	円 39.12	円 116.00	円 7.76	- 65.20	円 610.78	—	1
	販売価額	137.00	12.80	113.00	—	- 65.20	117.60	—	1
Ⅱ	生産価額	820.97	77.17	81.26	15.23	+ 5.31	1151.33	—	6
	販売価額	497.82	39.81	74.40	1.41	+ 5.31	667.97	—	6
Ⅲ	生産価額	690.34	89.24	86.54	17.31	+ 30.11	1057.39	—	9
	販売価額	265.54	35.95	75.95	6.30	+ 30.11	468.78	—	9
IV	生産価額	491.89	38.87	15.28	22.33	+ 28.62	683.56	—	4
	販売価額	250.18	9.47	14.97	13.25	+ 28.62	362.46	—	4
VI	生産価額	316.35	29.95	15.28	12.00	+128.30	555.47	—	3
	販売価額	87.24	9.80	15.00	10.50	+128.30	255.60	—	3
VII	生産価額	100.90	7.03	20.30	44.05	+ 40.00	240.85	31.37	2
	販売価額	—	—	20.30	37.00	+ 40.00	100.30	—	2
VIII	生産価額	記 載 ナ シ						—	1
	販売価額	記 載 ナ シ						—	1

- 註 1. 計算の基礎は前表である。
 2. 小作料受取りクラス（I）では、前表の総収入・現金収入から現物小作料を差し引いて生産価額・販売価額を算出し、小作料支払クラス（その他）は現物小作料を前表の総収入に加算して生産価額とし、現物小作料・購入米を前表の現金収入に加算して販売価額とした。本表では生産価額－販売価額＝自家消費である。

う。一町歩の耕作農民は一町歩相当の農業生産をいとなんでいるという現実の事実、それにもかかわらずその農業生産の成果の半分を収奪されるというもう一つの現実の事実、この二つの現実を対立させたとき、寄生地主制は農業生産の阻害要因としてあらわれ、小作争議の攻撃目標としてあらわれてくる。われわれの分析方法は現実の矛盾・対立を正確に表現できるものでなければならぬが、その方法はわれわれの分析方法しかないはずである——一方ではさきにあきらかにされた耕作面積のうえに展開される農業生産（第二次作業）、他方では耕作面積のうちで

しめる小作地のために空められる農業経営(第二次作業)、この二側面を対置することである(第三次作業)。反対者はもつともな疑問を提示したが、その疑問を論理的にたたく処理できなかったのである。わたしの解答は鈴木・芝原両君をも納得させ、わたしたちのグループの方針としてうけいれられた。

さて、いまいった一町歩の耕地を耕作しているという現実——そのすべての成果をわがものとする仮定したのが自作仮定の経営分析であり、小作地五反に対し現物小作料を支払わねばならない現実をあきらかにしたのが現実の経営分析である。さきの黒田畦部落について、現実の経営分析から自作仮定の経営分析を誘導してみよう。

表Ⅰを表Ⅲに誘導する方法は下欄の註をよんでいただければわかるが、表Ⅰが小作料の収支を考慮にいたれた現実の収入分析であるのに対し、表Ⅲは小作料の受払がないと仮定して表Ⅰから誘導した収入分析である。耕作面積のなかにしめる小作面積は農業経営のなかでは小作料受払としてあらわれてくる。黒田畦部落では、田の小作地一四三・九反小作料二一四・二七石一反歩あたり小作料一・四八石、畑の小作地二〇・〇五反小作料一二・〇三石一反歩あたり小作料〇・六石、小作地は田が圧倒的に多く、その小作料は米生産額に對しきわめてたかい比重をしめている。

	米生産高	小作料	地主取前	小作人取前
上 田	二石五〇〇	一石五五〇	六割二〇	三割八〇
中 田	二・〇〇〇	一・二〇〇	六・〇〇	四・〇〇
下 田	一・五〇〇	〇・八〇〇	五・三三	四・六七

そうした小作料のほとんど全額が小作米で受払され、わずか八円二七錢だけが金納になっているにすぎないが、それも代金納であろう。なお小作米の金額換算については、一石二五円という建値がつかわれている。

ここに計出した表Ⅲ——自作仮定の収入分析はあくまで仮定であつて、現実の自作農の場合には生産価額したがつて販売価額が増加するかもしれないし、それにとりなつて副業・賃金収入が減少するかもしれない。この仮定の数値を現実近似させるための一つの方法は、耕作面積がちかく土地所有関係で完全な自作農の現実の収入分析をとることであるが、実際にはこれもむづかしく、わたしたちの仮定の数値でがまんするより仕方がなからう。だが、この仮定の数値は、くりかえし述べたように現実性をもっている——農民の自作農化要求が貫徹したときの「現実」をあらわしており、その意味で各階級の農民の要求の「現実」的内容を表現しているからである。

第三次作業

——寄生地主制の重みの測定——

わたしたちに残された最後の作業は、いま作成したⅡとⅢの二つの収入分析を比較対照して、寄生地主制が農業経営におよぼしている影響——重みを測定することである。この作業は、いままで取扱われてきたいろいろの問題にこれまでとちがった解答をあたえるし、またそれを計数で確定することを可能にしてくれる。黒田畦部落について、いままでの三つの表を整理して、表Ⅳ——収入の比較分析をかかげよう。

小作料の経営全体へ重み

表Ⅳ——Ⅰにみられる耕作面積のうちの小作面積比率と表Ⅰの借入面積集積比率を比較してみよう。

クラス		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅷ
小作面積比率(Ⅱ)——Ⅰ(Ⅰ)		五八・九%	二九・六%	八八・一%	八九・七%	〇〇・〇%	〇〇・〇%	〇〇・〇%	〇〇・〇%	〇〇・〇%
借入面積集積比率(Ⅱ)		三五・七	三二・六	一九・四	九・七	二・六	—	—	—	—

IV	VI	VII	VIII	全戸総計	1戸平均
反 [%] 9.12(100.0) -8.06 (88.2)	反 [%] 6.03(100.0) -5.41 (89.7)	反 [%] 2.15(100.0) -2.15(100.0)	—	反 [%] 284.21(100.0) -164.00 (57.7)	反 [%] 11.36 6.56
円 683.56(100.0) -256.56(37.53)	円 555.47(100.0) -153.37(28.01)	円 240.85(100.0) -51.43(21.35)	—	円 20947.96(100.0) 4068.24(19.42)	円 837.91 162.73
683.56(100.0) 426.00(62.32) -117.40 -469.60	555.47(100.0) 402.10(72.40) -153.37 -460.11	240.85(100.0) 197.85(82.14) -51.43 -108.86	— — — —	20947.96(100.0) 16879.72(0.58) 4068.24	837.91 675.18 162.73
362.46(100.0) 117.40(32.39) -245.06 -1678.40	255.60(100.0) 168.36(74.62) -87.24 -261.72	240.85(100.0) 100.30(41.66) -140.55 -281.10	— — — —	10801.93(100.0) 5499.13(50.90) 	432.07 219.96
362.46(100.0) 41.87(11.55)	255.60(100.0) 138.80(54.13)	240.85(100.0) 77.00(31.97)	— —	10801.93(100.0) 986.78(9.13)	432.07 39.47
117.40(100.0) 41.87(35.66)	168.36(100.0) 138.80(82.44)	100.30(100.0) 77.00(69.77)	— —	5499.13(100.0) 986.78(17.62)	2199.65 39.47
4	3	2 但し 1 戸不明	1	25	25

るのはこれをさすのであって、ともに「その他共計」欄からとったものである。

小作面積比率はクラスⅢを除いて耕作面積が大きいほど小さく、前者が小さいほど小作比率は大きい——耕作規模が大きいほど自作の比重が大きく、耕作規模が小さいほど小作化してゆく。これは旧来からみとめられた通説であって、そこから暗黙のうちに自作上層＝富農・小作＝貧農といった土地所有基準方法がしのびこんできた。だが、借入面積集積率をみると、さきに述べたように、小作面積比率とまったく逆に、耕作面積の大きいクラスから小さいクラスへとさがっている。そのことからわかるように、わが国の寄生地主制の重みは全体として小・貧農でなくてわが国農業生産の根幹たる大・中農にかかっていた——とくに米作単作地域ではそうであった。この結論は旧

黒田畦部落調査——〔Ⅳ〕収入の比較分析〔1戸当り平均〕

農民層分解の分析方法

	クラス	I	Ⅱ	Ⅲ
〔Ⅰ〕	耕 作 面 積 小 作 面 積 (貸出±借入)	16.22(100.0) +23.93(147.4)	16.29(100.0) -9.50 (58.9)	12.63(100.0) -3.74 (29.6)
	生産価額(表〔Ⅲ〕) 小 作 料 (収入±支払)	610.78(100.0) +850.05(139.17)	1151.33(100.0) -347.73(30.21)	1057.39(100.0) -132.22(12.50)
〔Ⅱ〕	生産価額(表〔Ⅲ〕)	610.78(100.0)	1151.33(100.0)	1057.39(100.0)
	総 収 入(表〔Ⅰ〕)	1460.83(239.17)	803.60(69.79)	925.17(87.50)
	差 引	850.05	-347.73	-132.22
	全増減(差引×戸数)	+850.05	-1486.38	-1189.98
〔Ⅲ〕	販 売 価 額(表〔Ⅲ〕)	117.60(100.0)	667.97(100.0)	468.78(100.0)
	現 金 収 入(表〔Ⅰ〕)	967.65(822.80)	320.24(47.91)	336.56(71.79)
	差 引	+850.05	-347.73	-132.22
	全増減(差引×戸数)	+850.05	-1486.38	-1189.98
〔Ⅳ〕	販 売 価 額(表〔Ⅲ〕)	117.60(100.0)	667.97(100.0)	468.78(100.0)
	副 業・貸 金 収 入	-65.20	6.72(1.0)	36.41(7.7)
	現 金 収 入(表〔Ⅰ〕)	967.65(100.0)	320.24(100.0)	336.56(100.0)
	副 業・貸 金 収 入	-65.20	6.72(2.10)	36.41(10.81)
戸 数		1	6	9

註 黒田畦部落調査〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕から転記計算した。表〔Ⅰ〕・表〔Ⅲ〕のあ

来の通説に反する真理であるが、小作半議の指導の問題・解放農地の再分配の問題をただしくとく鍵を提供する。

ところで、寄生地主制が農民経営にあたえる圧力は、耕作面積のなかにしめる小作面積の比率よりはるかに低く、それも耕作面積が小さくなるにつれてその圧力は低下してゆく。表〔Ⅳ〕―〔Ⅰ〕の下段と表〔Ⅳ〕―〔Ⅰ〕はおなじことを逆の方向で表現している——前者は生産価額のうちの小作料の比率であり、後者は小作料分だけ収入が減少することをあらわしている。これらの二表から測定されたさきの結論は、考えてみれば、当然のことである。生産価額のなかにしめる小作料の比率が耕作面積中の小作面積比率よりはるかに低いのは、小作料が小作地の表作を基準

とするのに、その小作地は裏作その他で数回つかわれることがあり、商品化作物で米作より有利な収入をあげ、さらには副業・賃金収入など土地をつかわない収入があるからである。耕作規模が小さくなるほど小作料が収入にあたえる圧力が低下するのもおなじ理由からであつて、土地をつかわない副業・賃金収入の割合が増加するためである。黒田畦部落のような米作単作型にちかい地域でこうであるから、商品経済が発展し農民層分解が進むにつれ、また進んだ地域では、こうした二つの傾向はますますあらわになるであらう。とにかく、商品経済・資本主義が農村の内部で進展すれば、寄生地主制の重圧は小作地率よりはるかに低くなり、全耕作面積が小作地からなる小・貧農で最も低下し、無作者・プロレタリアートでは零になる。寄生地主制の重圧がもっぱら小・貧農にかかるような印象をあたえる出来の通説はまったくまちがっている。

小作料の現金収入への重み

それにしても、寄生地主制が小作料を通じて農民の経営に重大な圧力をあたえていたことはまちがいないが、それは比較にならない強さで農民の現金収入に重圧をくわえていた。表Ⅳ―Ⅲの販売価額と現金収入とのパーセント差額が現金収入にあたえた小作料の重圧であるが、いまそれを小作地率・生産価額中の小作料率(表Ⅳ―Ⅰ)と対比しよう。

クラス	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
小作地率	五八・九%	二九・六%	八八・二%	八九・七%	一〇〇・〇%	—	—
小作料率	三〇・二	一二・五	三七・五	二八・〇	二一・三	—	—
現金収入減少率	五二・〇	三八・二	六七・六	三五・三	五八・三	—	—

みられる通り、小作料が農民の現金収入にあたえる重庄は、生産価額中の小作料率よりはるかにたかいばかりか、耕作面積中にしめる小作地の比率にちかづいている。これも当然である——一般に生産価額のうち自給部分が多く現金収入が少いので、小作料を現金収入に対置すると、その比率はたかくなるが、副業・賃金などのいわば農業外現金収入が増加するので、その重庄は低下してゆく。寄生地主制の重庄が商品経済の発展に比例して重要度をます現金収入につよくかからせてくること——これは商品経済が急激に発展した大正中期以降に小作争議が瀕発する事情を説明してくれる。寄生地主制の重庄が小作地率と比較してとくにクラスⅡ・Ⅲ・Ⅳの大・中農にかかっていることは、これら大農が積極的に小作争議に参加してゆく事情を説明してくれる。

現物小作料は、小作農から米をすいあげかれらの販売米＝現金収入をさりととり、この小作米から地主の飯米を差引ただけ地主の販売米を増加させ、それで飯米に不足する下層農に飯米をかわせる。この部落では、一般農民から $\text{I } 1486.38 + \text{II } 1189.98 + \text{IV } 1678.40 + \text{VI } 261.72 + \text{VII } 281.10 = 4597 \text{ E } 58$ の現金収入がきりとられて、クラスⅠの地主に八五〇円〇五銭が移される。両者の差額は他部落とくに松江市内の地主に移される。飯米の買入れは寄生地主制のもとで一・二九円六六銭増加し（表ⅡとⅢを比較せよ）、それだけ下層農は副業・賃金などの非農業的現金収入を増加せざるをえなくなる——寄生地主制は農村内部にこうした市場をつくりだしてゆく側面もある。それとはにかくとして、寄生地主制は一般農民とくに大・中農から購買力をきりととり、それを地主に移す働きをした。農地改革はこうした市場構造を破壊し、一般農民とくに大・中農に龐大な購買力をかえした。わたしたちの分析方法はこうした農村変貌を測定することができる。

小作料の階級構成への重み

寄生地主制は、いままでたびたび述べたように、耕作面積のうえに展開される現実の農業生産とそれからの現実の収入との間にひらきをもたらしした。煩をいとわず、表Ⅳ―Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから摘記してみよう。

クラス							
Ⅱ							
Ⅲ							
Ⅳ							
Ⅴ							
Ⅵ							
Ⅶ							
Ⅷ							
生産価額	一一五一円	一〇五七円	六八三円	五五五円	二四〇円	—	—
総収入	八〇三	九二五	四二六	四〇二	一九七	—	—
販売価額	六六七	四六八	三六二	二五五	二四〇	—	—
現金収入	三二〇	三三六	一二七	一六八	一〇〇	—	—

総収入からいうと、クラスⅡ・Ⅲは生産価額ⅢとⅣとの間に、クラスⅣ・Ⅴは生産価額ⅥとⅦとの間に格下げされる。現金収入からいうと、格下げはもつとはげしくなり、クラスⅡ・Ⅲは販売価額のⅣ以下に、クラスⅣ・Ⅴは販売価額のⅦ以下に相当する。大農は自作農としての中農に、中農は自作農としての貧農に相当するというわけである。ほぼおなじ傾向が副業・賃金収入についてもいえるようである——副業・賃金収入は階級が下るほど現金収入のうちにしめる比重があがってくる。副業・賃金収入が、自作仮定の現金収入にしめる比率を右にしめし、現実の現金収入に対する比率を左にしめすこととする（表Ⅳ―Ⅰより転記）。

Ⅱ							
Ⅲ							
Ⅳ							
Ⅴ							
Ⅵ							
Ⅶ							
Ⅷ							
一・〇%	七・七%	一一・五%	五四・一%	三一・九%	—	—	—
二・一	一〇・八	三五・六	八二・四	六九・九	—	—	—

右欄の数値は左欄よりもはるかにたかくなり、九反クラスのⅣは現金収入の三分の一を副業・賃金収入に依存する

こととなり、Ⅵ・Ⅶクラスは事実上プロレタリアートの様相を呈する。ここから小作農の大農を自作中農に、小作中農を自作貧農に格下げすべきだという前述の階級区分論がうまれてくる。

いまいった事實は眞実として認めねばならない。だが、小作大農を自作中農に格付し、小作中農を自作貧農とともに自作貧農のうちに区分したら、どういうことになるか考えていた。さきに述べたように、小作という特種な土地所有制度は自作のうちに解消されてしまつて、小作争議という特種な危機はなくなつてしまふ。さらに、小作大農は自作大農になることを要求したのであつて、自作中農になることを要求したのでなく、小作中農は自作貧農になることを要求したのでなく、自作中農になるためにたつたのでないのか。

いまいつた階級区分論は土地所有と農業生産との矛盾という寄生地主制の論理を破壊してしまつてゐる。いまいつた階級区分論はそれぞれの階級の土地要求の客観的内容をあきらかにすることができない。小作中農を貧農に区分したときは、おなじ貧農階級が、土地解放の暁には自作中農と救われない貧農にわかれる——小作中農は土地を分与されて救われるが、わたしたちのさきのⅥ・Ⅶのクラスは土地を分与されてもおお五四%および三二%まで副業・賃金収入に依存しなければならぬ貧農として残るのである。ブルジョア的な土地闘争はこうしたものであつて、所有を経営に順応させるのがその客観的内容であり、農民層分解を解決するものではない。レーニンが土地闘争のために農民委員会を、そしてプロレタリア革命のために貧農委員会を組織したのは、土地闘争の客観的内容を、その成果の客観的限界を知りつくしていたからである。農民層分解の分析方法はこうした内容を考慮したものでなければならず、反対者の方法はいくつした内容を表現できない。反対者の方法は、わたしがかつて安良城氏にいったように、現実のなかの矛盾『変革性を捨象した安定』固定の論理をもとめている（思想四二七か九頁）。

わたしたちのグループの分析方法は寄生地主制が内包する所有と経営との矛盾を論理化し方法化したものであり、変革の要求と変革の成果までも反映することができる。

追記

本日うけとつた『経済評論』一九六〇年一二号には、一二月臨時増刊号に安良城氏の『幕末期農民層分解の方法論』掲載が予告されている。おそらくわたしたちの分析方法への批判であるが、安良城氏の批判にはおそらく本稿が充分こたえたことになるう。

わたしはここで意識的に「農民層分解と資本主義」の問題をさけて通つた。わたしたちのグループの分析方法を理解していただくためには、分析成果の歴史的意味づけにふれない方がよいと思つたからである。わたしは本稿で、わたしたちの分析方法が農業生産を資本主義の発展のなかで理解させる方法であるといつたが、そうした「農民層分解と資本主義」の問題については本稿につづいて「わがグループの提言(二)」として執筆する予定である。

なお本稿は、さきにかかげたわたしたちのグループの研究成果とともに、文部省試験研究費をうけて行っている研究の一部である。